

見 積 結 果 調 書

件名	常磐公共駐車場管理運営等業務			
契約方法及び根拠条項	随意契約 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
契約の相手方	公益財団法人 旭川市公園緑地協会(旭川市花咲町3丁目)			
契約金額	5,247,000 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 477,000 円)			
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日			
契約担当課	社会教育部 中央図書館			
見積書提出期限	令和4年3月18日(金)午後4時			
見 積 結 果				
	業者名	第1回	第2回	入札等の 執行状況
1	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	477,000 円		決定
一者特命の 随意契約と した理由	<p>常磐公共駐車場は、常磐公園に隣接するその他の公共駐車場と基本的な利用条件を共通化し、公園及び周辺施設の文化芸術ゾーンにアクセスする利用者のニーズに応えている。</p> <p>公園隣接の公共駐車場は、常磐公園の指定管理者である旭川市公園緑地協会がその管理を一括して行っており、同協会への委託により常磐公共駐車場から石狩川堤防に至る公共駐車場が一体的に管理され、人員の柔軟な配置や満車時の誘導など効率的な運営が行われる。</p> <p>また、平成27年度から供用開始された中央図書館前の一時駐車スペースは公園敷地内であるため、冬期間の除雪作業等においても公園管理業務と足並みを揃えることができ、迅速な除雪、経費の削減、事故責任の明確化が期待できる。</p> <p>以上から、上記1者を選定するものである。</p> <p style="text-align: center;">根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 旭川市随意契約ガイドライン5-(1) 旭川市契約事務取扱規則第17条ただし書</p>			